

処 分 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第12条の3
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、同第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第5条第1項第3号～第5号（許可の基準）、同第9条の13第1項第1号（年少射撃資格の認定）、同第12条の3
処 分 基 準： 法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は同第9条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号～第5号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：